

| | | |
|---------|----------|----------|
| 地域指定年度 | 佐屋 | 昭和 45 年度 |
| | 立田 | 昭和 46 年度 |
| | 八開 | 昭和 45 年度 |
| | 佐織 | 昭和 47 年度 |
| 計画策定年度 | 佐屋 | 昭和 48 年度 |
| | 立田 | 昭和 48 年度 |
| | 八開 | 昭和 45 年度 |
| | 佐織 | 昭和 49 年度 |
| 計画見直し年度 | 佐屋 | 昭和 52 年度 |
| | | 昭和 63 年度 |
| | | 平成 12 年度 |
| | 立田 | 昭和 52 年度 |
| | | 平成 2 年度 |
| | | 平成 13 年度 |
| | 八開 | 昭和 51 年度 |
| | | 平成元年度 |
| | | 平成 10 年度 |
| | 佐織 | 昭和 55 年度 |
| | | 昭和 61 年度 |
| | | 平成 4 年度 |
| | 平成 22 年度 | |
| | 平成 26 年度 | |
| | 令和 2 年度 | |

愛西農業振興地域整備計画書

令和 2 年 1 月

愛知県愛西市

目次

| | |
|---|----|
| 第1 農用地利用計画 | 1 |
| 1 土地利用区分の方向 | 1 |
| (1) 土地利用の方向 | 1 |
| ア 土地利用の構想 | 1 |
| イ 農用地区域の設定方針 | 3 |
| (2) 農用地利用計画変更の基本方針 | 4 |
| ア 農用地区域への編入 | 4 |
| イ 農用地区域からの除外 | 4 |
| (3) 農業上の土地利用の方向 | 5 |
| ア 農用地等利用の方針 | 5 |
| イ 用途区分の構想 | 5 |
| ウ 特別な用途区分の構想 | 7 |
| 2 農用地利用計画 | 7 |
| 第2 農業生産基盤の整備開発計画 | 7 |
| 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 | 7 |
| 2 農業生産基盤整備開発計画 | 7 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 8 |
| 4 他事業との関連 | 8 |
| 第3 農用地等の保全計画 | 9 |
| 1 農用地等の保全の方向 | 9 |
| 2 農用地等保全整備計画 | 9 |
| 3 農用地等の保全のための活動 | 11 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 11 |
| 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 | 12 |
| 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 12 |
| (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | 12 |
| (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 13 |
| 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 | 13 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 17 |
| 第5 農業近代化施設の整備計画 | 17 |
| 1 農業近代化施設の整備の方向 | 17 |
| 2 農業近代化施設整備計画 | 17 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 17 |
| 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 | 18 |
| 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 | 18 |
| 2 農業就業者育成・確保施設整備計画 | 18 |
| 3 農業を担うべき者のための支援の活動 | 18 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 18 |
| 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 | 19 |
| 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 | 19 |
| 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 | 20 |
| 3 農業従事者就業促進施設 | 20 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 20 |
| 第8 生活環境施設の整備計画 | 21 |
| 1 生活環境施設の整備の目標 | 21 |
| 2 生活環境施設整備計画 | 22 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 23 |
| 4 その他の施設の整備に係る事業との関連 | 23 |
| 第9 付図 | 23 |
| 1 土地利用計画図（付図1号） | 23 |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） | 23 |
| 3 農用地等保全整備計画図（付図3号） | 23 |
| 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）※該当なし | 23 |
| 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）※該当なし | 23 |
| 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） | 23 |
| 7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号） | 23 |
| 8 表示の手段としての計画図（付図8号） | 23 |
| 別記 農用地利用計画 | i-1 |
| (1) 農用地区域 | i-1 |
| ア 現況農用地等に係る農用地区域 | i-1 |
| イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 | i-1 |
| (2) 用途区分 | i-1 |

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

愛西市(以下、「本市」という。)は、平成17年4月1日に佐屋町、立田村、八開村、佐織町の2町2村が合併して誕生した都市で、尾張地域にあって、木曽川を挟んで三重県(桑名市)、岐阜県(海津市)と行政界を接する愛知県最西端に位置している。

その位置は、熱田(名古屋)から伊勢への経路にあたり、東海道の迂回路として利用された脇往還の佐屋街道や、津島神社への参詣道であった津島上街道が市内に開設され、佐屋宿や佐屋三里の渡しが置かれるなど、人々の往来で発展した歴史を有している。

一方、地勢をみると、面積6,670haの市域の大半が平坦で肥沃な土壤に恵まれた木曽川の沖積層にあり、濃尾平野の西端として農地や水面をはじめとした自然が多く広がっている。また、ほぼ全域が満潮時の平均海面より低い海拔ゼロメートル地帯にあり、各地に輪中を基礎とする集落が形成されている。

道路関係では、本市には、18路線の都市計画道路が決定されており、大半の路線が都市間・地域間を結ぶ幹線道路であることから、主要道路網と重複する区間があるが、全路線が佐屋・佐織地域内に配置されている。一方、交通関係では、津島市を取り囲むように南北に長く広がる市域に対し、名鉄津島線・尾西線が南北に縦断し、また、市の南端ではJR関西本線と近鉄名古屋線が東西に横断する等、鉄道による公共交通網が整備されている。

気候に関しては、温暖で、太平洋側気候であり、夏は高温多湿、冬が少雨乾燥になる。平成29年の年平均気温は15.3℃となっている。本市の過去10年間の気象データによると、年最高気温、年最低気温とも4°C程度のばらつきがみられるが、年平均気温は大きな変化はみられない。

今後の土地利用については、「第2次愛西市総合計画(平成30年)」の中で、各地域の役割や特性に応じて、3つのゾーン別土地利用の方針を定めている。その中で、農業の保全・振興に關係が深いゾーンとしては「農業保全ゾーン」が設定されており、良好な自然・農地の保全を基本に、本市の特徴を生かした農業振興、生産性の向上に取り組むとともに、生活環境に配慮した環境共生を図る区域として位置付けている。特に「ハス田」は本市の特色ある景観として保全を図り、農産物のブランド化や地産地消を推進するとともに、自然環境や景観等との調和に十分配慮しながら農村集落における良好な住環境の維持に努めるとしている(次頁「将来土地利用計画図」参照)。

他の2つのゾーンは、「都市居住ゾーン」と「自然・景観保全ゾーン」であり、「都市居住ゾーン」は、地域特性に応じて自然的・農業的土地利用との調和を図りながら、都市機能を集約し、都市活力を創造するとともに、ゆとりある居住空間の確保を図る区域、「自然・景観保全ゾーン」は、国営木曽三川公園を核とした水と緑のネットワークを形成

【土地利用計画図】



【参考：第2次愛西市総合計画（平成30年）における将来土地利用計画図】

しつつ、自然環境及び河川環境の保全・活用を図る区域としている。

農業的土地利用については、今後、優良農地を確保・保全するとともに、担い手農家への利用集積を図ることで、農地の流動化に努めることとする。

なお、立田地区においては、現在、第2次愛西市総合計画にも位置づけられている観光拠点の核となる道の駅周辺整備事業が進められている。今後は、当該事業を含め、具体的に大規模な開発案件の土地需要が生じた場合は、必要に応じて農業振興地域整備計画の全体見直しをおこない、農業的土地利用との調整を図る。

単位：ha、%

| 区分 年次 | 農用地 | | 農業用施設 用地 | | 森林・原野 | | 住宅地 工場用地 その他 | | 計 | |
|--------------|-------|------|-------------|-----|-------|-----|--------------------|------|-------|-----|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 (R1年) | 3,133 | 58.7 | 17 | 0.3 | 8 | 0.2 | 2,176 | 40.8 | 5,334 | 100 |
| 目標 (R11年) | 3,046 | 57.1 | 19 | 0.4 | 8 | 0.2 | 2,261 | 42.4 | 5,334 | 100 |
| 増減 | -87 | | 2 | | 0 | | 85 | | 0 | |

(注) 1 愛西市資料

2 目標について

平成25年～令和元年の6年間で農業振興地域内の農地面積が3,185.0haから3,133.0haと52.0ha減少している。

以上により、10年後の農地は87ha【52ha/6×10=87ha】減少すると推計される。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地3,133.3haのうち、下記の(a)から(c)以外の農用地2566.1haについて農用地区域を設定する方針である。

(a) 集落区域内に介在する農用地

集落数67、農用地面積546.2ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 該当なし

(c) 渕高地区の一団の集団的農用地

21.0ha

※農用地区域でない「渕高地区の一団の集団的農用地（全227筆21ha）」について、土地所有者へ意向調査を行ったところ、農用地区域編入に関して大半の同意が得られなかつ

た。そのため、本計画では渕高地区の一団の集団的農用地を農用地区域としない。

なお、地元との調整を今後も続けていく。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設等のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

今後農地として開発され、農用地区域に隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

本市の基本的な考え方として、農業振興地域の農用地区域は、今後概ね10年以上に亘り農用地等として利用すべき土地を農業振興の基本となる農用地区域に定めるとともに、社会情勢の変化、市の他の土地利用計画との整合も図り、農地の保全に努めるよう検討するものである。については、次の事項に留意の上、検討するものとする。

ア 農用地区域への編入

以下のいずれかの項目に該当する土地の編入に努める。

- (ア) 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業が過去に実施された土地及び今後実施が見込まれる土地。
- (イ) 概ね10ha以上の一団の農地で、今後も優良農地として保全していくことが望ましい土地。
- (ウ) 地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地。

イ 農用地区域からの除外

(ア) 集落介在地

集落に介在する農用地等については農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に扱うこととし、除外は最小限にとどめるものとする。農用地が荒廃化している等の土地利用現況のみにとらわれず、客観的にみて今後も農用地等として保全管理することが困難と認められる次の要件を満たす土地を除外を検討する。

- ・農用地区域の周辺部にあって、4方向白地接続する土地や3方向以上宅地に接続する土地等の既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難である30a※未満の土地
- ・除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地
- ・営農条件が悪く、生産性が低い土地
- ・関係農業者の農業経営上の支障が少ない土地
- ・相当期間(20年以上)、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと

※30a の根拠：県営ほ場整備事業では高性能な機械による営農が可能な単位として、30a を区画面積の基準としていることから、30a に設定。

(イ) 近代化不可地

過去に農業生産基盤整備事業が実施されておらず(工事完了後30年以上経過した事業は含めない)、今後も事業実施の見込みのない土地で、農業の近代化が図れないゆえに生産性が低く、近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農業者の農業経営上の支障が少ない土地を除外の対象とする。

(ウ) 個別案件

本市の目指す農業の振興方向に特段の支障がなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たし、事業計画が明確で他法令に基づく許認可等の見込みがあるものについては、除外を検討する。また、法第10条第4項に該当する土地は除外するが、農業上の土地利用との調整が可能なものについては、十分調整を行った後除外する。

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農用地の大半を占める水田を中心に集団的な優良農地を確保・保全しつつ、地理的条件等の特性を生かした生産地形成を目標に農業経営の改善を推進する。そして、水田農業・施設野菜・施設園芸等を主体とする生産性の高い高付加価値型農業経営を育成するとともに、効率的かつ安定的な農業者への農地の利用集積、効率的な土地利用の推進を図る。

単位：ha

| | 農地 | 採草放牧地 | 混牧林地 | 農業用施設用地 | 計 |
|------|-------|-------|------|---------|-------|
| 佐屋地区 | 788 | - | - | 2 | 790 |
| 立田地区 | 1,060 | - | - | 10 | 1,070 |
| 八開地区 | 659 | - | - | 2 | 661 |
| 佐織地区 | 356 | - | - | 1 | 357 |
| 計 | 2,863 | - | - | 15 | 2,878 |

イ 用途区分の構想

(佐屋地区)

地区内は、ほ場整備をほぼ完了しているため、引き続き農用地としての有効な利用を推進する。当該地区については、施設園芸を中心に農地の一層の有効利用を進める。

また、営農希望農業者については、地区の農業委員及びJA等と連携して、代替地の斡旋を行う等営農意欲の維持に努め、今後も農業振興を図っていく。

なお、愛西市都市計画マスタープラン（令和3年3月策定予定）で「市街地近郊ゾーン」と位置づける予定の地域においては、市街化区域の周辺や幹線道路の沿道等の既に都市化が進んでいることから、農業的土地利用と都市的土地利用との調整を図る。また、同計画で「産業拠点」として位置づけられている弥富インターチェンジ周辺部の大規模な開発案件についても、農業的土地利用と都市的土地利用との調整を図る。

(立田地区)

地区内は、ほ場整備を完了しているため、引き続き農用地としての有効な利用を推進する。早尾町は、低湿地という立地条件を活かした、カラー、ハナショウブ、花ハスが集団で生産されていることから、今後も合理的な土地利用を推進する。

当該地区は、レンコンの特産地であり専業農家が多く、農業経営が活発に行われている。今後は、機械化による農作業の省力化を図り、農用地の利用を推進する。

また、施設園芸を中心に農地の一層の有効利用を進める。

なお、前述の観光拠点施設「道の駅周辺整備事業」を進める地区については、農業的土地利用と都市的土地利用との調整を図る。

(八開地区)

地区内は、ほ場整備をほぼ完了しているため、引き続き農用地としての有効な利用を推進する。

当該地区は、露地野菜主体の地域であるが、近年、耕作者が増加している施設園芸を含めて、農用地の一層の有効利用を進める。

(佐織地区)

地区内は、ほ場整備をほぼ完了しているため、引き続き農用地としての有効な利用を推進する。当該地区の畑については、施設園芸、露地野菜を中心に農用地の一層の有効利用を進める。

また、当該地区内の営農希望者については、地区の農業委員及びJA等と連携して、代替地の斡旋を行う等営農意欲の維持に努め、今後も農業振興を図っていく。

なお、愛西市都市計画マスタープラン（令和3年3月策定予定）で「市街地近郊ゾーン」と位置づける予定の地域においては、市街化区域の周辺や幹線道路の沿道等の既に都市化が進んでいることから、農業的土地利用と都市的土地利用との調整を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域に含まれる既存農用地の土地条件としては、木曽川沖積地のため、土質は一般に肥沃であるが、全般が海拔ゼロメートル以下の低湿地帯で東西に勾配のゆるい傾斜をなしている。こうした状況の中で昭和30年以降、ほ場整備事業により整備された集団的農地については、優良農地として確保し、効率的利用と生産性の向上に努める。

水田の基盤整備は、水稻の労働・生産性の向上を目指し、導入機械の大型化と作業効率の向上を図るため、立地条件を考慮して1区画1ha以上の大区画ほ場整備を検討する。

地域内の農業用水は、木曽川用水総合事業（都市下水の流入による揚水の汚濁、排水不良を除去するための総合利水事業）の一環として、水資源機構による地域内の幹線用水排水施設の再整備により農業用水の取水・排水の安定合理化が図られている。今後は排水改良事業及び農道整備事業を実施し、地域内の農業生産基盤施設の良好な保全を図る。

また、農業生産・流通面では、農産物の出荷等流通面でのアクセスを良好にするため、広域農道の整備促進を図っていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|-------------------------|-------------|-------|--------------|------|--------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 広域営農団地農道整備事業 (尾張西南部) | 13.71km | 市全域 | (5,391.0) | 広-1 | H6～R3 継続 |
| 経営体育成基盤整備事業 (開輪) | 排水路 30,700m | 八開地区 | 249.7 | 経-1 | H27～R6 新規 |
| 経営体育成基盤整備事業 (西川端) | 排水路 8,355m | 佐織地区 | 69.8 | 経-2 | R3～R9 新規 |
| 経営体育成基盤整備事業 (佐屋) | - | 佐屋地区 | - | - | R5～R11 新規 |
| 基盤整備促進事業 (森川) | 用水路 100m | 立田地区 | 6.0 | - | R5～R14 新規 |

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|-------------------|-------|-------|--------------|------|--------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 基盤整備促進事業 (藤浪) | 排水路1式 | 佐織地区 | - | - | R5～R14 新規 |
| 基盤整備促進事業 (雀ヶ森) | 排水路1式 | 立田地区 | - | - | R7～R14 新規 |

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の高齢化、離農により遊休農地や管理不十分な農用地等の増加が懸念されることから、農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、農地の貸し手と借り手に関する情報を一元的に把握し認定農業者に利用集積されるように努める。

農業者による規模拡大、集団転作、農業経営の効率化等により安定した農業経営基盤を確立するとともに、各種事業の実施により、農業生産の基盤とする優良農地の保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|----------------------|---------------------------------|----------------------|--------------|------|---------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 国営施設機能保全事業(尾張西部) | 排水機場 2 カ所 (日光川河口排水機場、尾西排水機場) | 佐屋地区 立田地区 八開地区 | 11,608.0 | 区域外 | H27～R8 新規 |
| 水質保全対策事業(法立西井筋) | 排水路 1,700m | 佐織地区 | 28.9 | 水保-1 | H30～R6 新規 |
| 水質保全対策事業(大塚井筋) | 排水路 996m | 佐織地区 | 52.3 | 区域外 | H29～R8 新規 |
| たん水防除事業(善太新) | 排水機場 1 カ所 | 佐屋地区 | 1,048.7 | たん-1 | H21～R3 継続 |
| たん水防除事業(鷹場) | 排水機場 1 カ所 | 八開地区 | 43.5 | たん-2 | H25～R2 継続 |
| たん水防除事業(領内川右岸北部) | 排水機場 2 カ所 排水路 650m | 八開地区 | 135.3 | たん-3 | H26～R6 継続 |
| たん水防除事業(新十三沖永) | 排水機場 3 カ所 排水路 150m | 佐織地区 | 301.5 | たん-4 | H27～R6 新規 |
| たん水防除事業(新立田輪中) | 排水機場 2 カ所 送水路 1,200m | 立田地区 | 1,006.9 | たん-5 | H30～R13 新規 |
| 地盤沈下対策事業(八開) | 用水路 2,391m | 八開地区 | 184.3 | 沈-1 | H26～R4 継続 |
| 地盤沈下対策事業(鵜戸川北部) | 排水路 5,067m | 立田地区 八開地区 | 468.5 | 沈-2 | H27～R6 新規 |
| 地盤沈下対策事業(日光川中一色ゲノタ落) | 排水路 1,280m | 佐屋地区 | 79.0 | 沈-3 | H28～R4 新規 |

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|------------------------------|-------------|--------------|--------------|------|--------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 地盤沈下対策事業 (木曽川用水) | 用水路 10,056m | 佐屋地区 佐織地区 | 1,512.7 | 沈-4 | H8～R6 継続 |
| 地盤沈下対策事業 (落合) | 用水路 12,609m | 佐屋地区 | 76.4 | 沈-5 | R2～R7 新規 |
| 地盤沈下対策事業 (光西支線) | 用水路 8,400m | 佐織地区 | 556.0 | - | R4～R14 新規 |
| 地盤沈下対策事業 (楽平) | 用水路 14,900m | 佐屋地区 | 110.0 | - | R4～R11 新規 |
| 地盤沈下対策事業 (孫宝排水) | 用水路 10,802m | 佐屋地区 | 1,005.0 | - | R5～R15 新規 |
| 地盤沈下対策事業 (西保) | 用水路 23,900m | 佐屋地区 | 101.0 | - | R7～R13 新規 |
| 排水施設保全対策 事業(孫宝) | 排水機場 1 カ所 | 佐屋地区 | 864.0 | 区域外 | H30～R3 新規 |
| 排水施設保全対策 事業(目比川) | 排水機場 1 カ所 | 佐織地区 | 618.0 | 排保-1 | R3～R7 新規 |
| 特定農業用管水路 特別対策事業 (光西) | 用水路 28,100m | 佐屋地区 | 132.0 | 特特-1 | H26～R4 継続 |
| 特定農業用管水路 特別対策事業 (立田) | 用水路 20,532m | 立田地区 | 123.1 | 特特-2 | H27～R3 新規 |
| 特定農業用管水路 特別対策事業 (諸桑) | 用水路 22,700m | 佐織地区 | 76.4 | 特特-3 | H28～R3 新規 |
| 特定農業用管水路 特別対策事業 (中一色) | 用水路 22,327m | 佐屋地区 | 126.6 | 特特-4 | H28～R3 新規 |
| 特定農業用管水路 特別対策事業 (東條西條) | 用水路 13,025m | 佐屋地区 | 75.8 | 特特-5 | H28～R3 新規 |
| 特定農業用管水路 特別対策事業 (大井) | 用水路 14,953m | 佐屋地区 | 68.4 | 特特-6 | H29～R4 新規 |
| 緊急農地防災事業 (目比川) | 排水機場 5 カ所 | 佐屋地区 | 54.1 | 緊-1 | H27～R5 新規 |

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|---------------------|-----------------------|-------|--------------|------|--------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 緊急農地防災事業 (福原) | 排水機場 1 カ所 | 立田地区 | 30.5 | 緊-2 | H28～R4 新規 |
| 緊急農地防災事業 (大膳) | 排水機場 1 カ所 | 佐屋地区 | 42.9 | 緊-3 | H29～R3 新規 |
| 緊急農地防災事業 (本部田茨塚) | 排水路 42m 護岸工 1,035m | 佐屋地区 | 26.9 | 緊団-1 | H30～R3 新規 |

3 農用地等の保全のための活動

土地利用型農業の発展のため、農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、遊休農地の利用の掘り起こし活動を強化するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、担い手農業者等に利用権の設定等を推進する。

農地の集団化や農業生産組織の再編を促進し、集団化・連坦化した条件で担い手である認定農業者に農地が集積されるよう努める。地域住民参加による農業施設の点検、維持管理、環境保全向上等に向けた活動を実施する。水害防止と排水対策のため、排水機場等、既存施設の改善を実施する。また、多面的機能支払交付金事業を活用し、農地・農業用水等の環境保全や農村環境の良好な保全を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営の目標は、本市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえて、年間農業所得を家族経営体1戸当たり800万円程度、年間労働時間を主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度とし、次表のとおり営農類型ごとに育成するとともに、これらの経営が本地域の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

営農類型別の農業経営の目標

| | 営農類型 | 目標規模(ha) | 作目構成 | 戸数 (経営 体数) | 流動化 目標面 積(ha) |
|---------------|----------------------------|--|------------------------|------------------|---------------------|
| 基幹 経営 体 | 水稻・小麦・大豆経営 | 水稻移植 7ha 水稻直播 7ha 小麦 11ha 大豆 10ha 飼料用米 5ha | 水稻 小麦 大豆 | 3 | 60 |
| | 水稻専作経営 | 水稻移植 11ha 水田直播 11ha 飼料用米 18ha | 水稻 | 10 | 200 |
| | 施設トマト（土耕栽培） | 施設面積 0.4ha | トマト | 17 | - |
| | 施設イチゴ（高設・土耕栽培） | 施設面積 0.4ha | イチゴ | 21 | - |
| | ナス専作経営 | ナス 0.2ha | ナス | 1 | - |
| | フキ専作経営 | 施設面積 0.6ha | フキ | 1 | - |
| | 水耕葉菜専作経営 | 施設面積 0.3ha | 水耕葉菜 | 7 | - |
| | レンコン専作経営（ハウス+露地） | ハウスレンコン 0.6ha 露地レンコン 1.2ha ハウスレタス 0.6ha | レンコン レタス | 4 | - |
| | 施設葉菜専作経営（葉ショウガ、葉ネギ、ホウレンソウ） | 葉ショウガ 0.4ha 葉ネギ 0.4ha ホウレンソウ 0.4ha | 葉ショウガ 葉ネギ ホウレンソウ | 7 | - |
| | 露地野菜専作経営（露地レンコン、露地野菜） | 露地レンコン 2.2ha 春ダイコン 2ha 秋冬ニンジン 2.2ha | レンコン ダイコン ニンジン | - | - |
| | 鉢花専作経営 | 施設面積 0.3ha | 鉢花 | 7 | - |
| | 水切り花経営（バラ又はキク） | 施設面積 0.4ha | バラ又はキク | 2 | - |
| | 酪農専業経営 | 乳牛 50頭 | 牛 | 4 | - |
| | 養豚専業経営（一貫経営） | 母豚 100頭 | 豚 | 5 | - |
| | 採卵養鶏経営 (有利販売主体経営) | 採卵鶏 10,000羽 | 鶏 | 1 | - |

| | 営農類型 | 目標規模(ha) | 作目構成 | 戸数 (経営 体数) | 流動化 目標面 積(ha) |
|---|------------------------|---|----------------------|------------------|---------------------|
| 企業 経営 体 (ス テ ッ プ ア ツ ブ 経営 体) | 水田作 (水稻+作業受託) | 水稻 60ha 作業受託 15ha | 水稻 | 3 | 60 |
| | 水田作 (水稻+小麦+大豆+作業受託) | 水稻移植 12ha 水稻直播 12ha 飼料用米 12ha 小麦 17ha 大豆 17ha | 水稻 小麦 大豆 | 1 | 20 |
| | 水田作 (水稻+大豆+作業受託) | 水稻 40ha 大豆 15ha 作業受託 25ha | 水稻 大豆 | 2 | 60 |
| | 施設イチゴ (高設・土耕栽培) | 施設面積 0.8ha | イチゴ | - | - |
| | 施設トマト (水耕栽培) | 施設面積 0.8ha | トマト | - | - |
| | 水耕葉菜 | 施設面積 0.6ha | 水耕葉菜 | - | - |
| | レンコン (ハウス+露地) | ハウスレンコン 0.45ha 露地レンコン 4ha ハウスレタス 0.45ha | レンコン レタス | - | - |
| | 露地レンコン+露地野菜 | 露地レンコン 2.2ha 春ダイコン 2ha 秋冬ニンジン 2.2ha | レンコン ダイコン ニンジン | - | - |
| | 鉢花 | 施設面積 0.6ha | 鉢花 | - | - |
| | 酪農 | 乳牛 150 頭 | 牛 | - | - |
| | 養豚 (一貫経営) | 母豚 200 頭 | 豚 | - | - |

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 28 年 愛西市）

（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業者に対して、現在、実施している農地中間管理事業、利用権設定事業を一層活発化し、農業委員等による各地区の掘り起こし活動を強化して、農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握の元に両者を適切に結び付けて推進を図る。これらの農地の流動化に関しては、このような土地利用を全市的に展開し、集団化・連たん化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

また、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、JA作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

- 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策
複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や事業化の著しい進行等、本地域農業の特性を十分踏まえて、以下の方策を推進する。

(1) 農用地の利用集積推進

現在、市内の農用地の利用集積に関しては、JAや農地中間管理機構と連携して農用地の集積に努めているところである。今後は、担い手となる農業者の経営基盤の安定・強化、貸手農業者の農業投資負担のさらなる軽減を図るため、農地中間管理事業や利用権設定等促進事業等の実施により、農地の流動化を図り、担い手に農用地が利用集積されるように努めていく。

なお、耕作が困難になった農地については、農地中間管理機構を活用し、積極的に農用地集積を進める。

(2) 人・農地プランによる取組

現在、「佐屋」、「立田」、「八開」、「佐織」の各地区においては、水稻の担い手によるゾーニングが完成し、ゾーニングによる利用集積を進めている。

今後は、地域毎の「人・農地プラン」の策定・締結を行いながら、認定農業者を中心となる経営体と位置づけ、経営体への農地の集積及び耕作放棄地の解消・予防に取り組んでいく。また、「人・農地プラン」策定の際は、前述の水稻のゾーニングに加え、畑作、レンコン等、作物別の住み分けによる集積を進めていく。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する取組

以下の事項を重点的に実施し、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図る。

- 新たに農業経営を営もうとする青年等に、高度な知識、技術等を習得させるとともに、幅の広い視野をもった地域農業の担い手として育成するための体制の整備
- 新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するため、農業に魅力があり、やり甲斐のある職業として選択できるような就農環境等の整備
- 小中学生等に、農業・農村の持つ魅力やすばらしさを広く周知し、農業への理解と興味を喚起するための広報活動の推進
- 就農希望者及び経営基盤があり、本人の意志次第で就農可能な者に、スムーズな就農への誘導や経営意識の啓発をするため、体験学習や新技術情報の提供及び親を含めた就農相談等の支援
- 経営基盤を持たない新規参入希望者への就農相談活動を積極的な推進
- 愛知県立農業大学校や地元農業高校との連携

①イチゴ

(個別経営体)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態 |
|---|---|--|---|--|
| 施設イチゴ経営 従事者数 家族 2.5 人 雇用 1.1 人 | イチゴ 施設 40a <作付面積> 高設 30a 土耕 10a | (資本設備) ビニルハウス 4,000 m ² 育苗ハウス 作業場 高設培地システム 空中採苗システム 温風暖房機 管理機 予冷蔵 動力噴霧器 トラクター 軽トラック 短日夜冷装置 炭酸ガス発生機 | 管理会計の導入 雇用管理の徹底 家族経営協定の締結 法人化の検討 | ・家族協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保 |
| 導入が望ましい経営形態及び生産管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・全て自作地 ・短日夜冷処理による超促成栽培 ・高設・土耕栽培の組み合わせによる高品質・低コスト化 ・多収性品種の栽培技術向上と導入面積拡大 ・安定育苗技術の導入及び分業化 ・炭酸ガスの効率的施用による収量の向上 | | | |

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 28 年 愛西市）

②トマト

(個別経営体)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態 |
|---|---|---|---|--|
| 施設トマト経営 従事者数 家族 2.5 人 雇用 0.4 人 | トマト又はミニトマト施設 40a <作付面積> 促成 20a 半促成 1 20a 半促成 2 20a 抑制 20a | (資本設備) ビニルハウス又は硬質フィルムハウス 4,000 m ² 作業場 軽トラック トラクター 管理機 暖房機 動力噴霧器 養液土耕栽培装置 炭酸ガス発生機 | 管理会計の導入 雇用管理の徹底 常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 家族経営協定の締結 | ・家族協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保 |
| 導入が望ましい経営形態及び生産管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・年2作体系（促成+半促成2、半促成1+抑制） ・新品種や革新技術の導入による品種・収量の向上 ・環境保全型技術の導入 ・良質な有機質資材投入による土壤環境の整備 ・購入苗（成苗）の利用による分業化 | | | |

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 28 年 愛西市）

③レンコン（露地）

(個別経営体)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態 |
|------------------------------------|--|---|---------|--------------------|
| レンコン経営（露地） 従事者数 家族1人 雇用1人 | 露地レンコン 150a | (資本設備) バックホー 動力噴霧器 運搬機 トラクタ 軽トラック 作業場 | 経営分析の実施 | ・作業労力の分散 ・雇用の導入 |
| 導入が望ましい経営形態及び生産管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備の取得（中古含む） ・基本的栽培技術の習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・共撰共販体制に即した生産と販売 | | | |

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年 愛西市）

④ネギ+ホウレンソウ複合経営

(個別経営体)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態 |
|---------------------------------------|--|---|---------|--------------------|
| ネギ・ホウレンソウ複合経営 従事者数 家族1人 雇用1人 | ネギ・ホウレンソウ 30a ネギ 30a ホウレンソウ 50a ホウレンソウ 2作 | (資本設備) 作業場 トラクタ 皮むき機 動力噴霧器 管理機 軽トラック ロータリー | 経営分析の実施 | ・作業労力の分散 ・雇用の導入 |
| 導入が望ましい経営形態及び生産管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・省力機械の取得（中古含む） ・基本的栽培技術の習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・共撰共販体制に即した生産と販売 | | | |

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年 愛西市）

⑤露地小ギク+簡易施設輪ギク複合経営

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態 |
|---|--|---|---------|----------------------------|
| 露地小ギク+簡易施設輪ギク複合経営 従事者数 家族1人 雇用1人 | ギク 54a 小ギク 40a 輪ギク 14a | (資本設備) パイプハウス 500 m ² 作業場 軽トラック トラクタ 管理機 動力噴霧器 冷蔵庫 結束機 選花機 下葉取り機 | 経営分析の実施 | ・作業労力に主眼をおいた計画生産 ・雇用の導入 |
| 導入が望ましい経営形態及び生産管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・栽培施設の取得（中古含む） ・基本的栽培技術の習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・個選個販による市場出荷 | | | |

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年 愛西市）

(4) 農作業の受委託の促進

以下の事項を重点的に実施し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- JA、営農組合、生産組合等による農作業受委託の斡旋の促進
- 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家の育成
- 農作業、農業機械利用の効率化を図るため、農作業受委託の促進の必要性に関する普及啓発
- 農作業の受委託の組織的な促進措置と連携強化
- 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

近年、都市産業の発展によって、他産業への労働力の需要が高まり、基幹労働力の他産業への流出が多くなっている。こうした中、他産業従事者に負けない農業所得を確保するために、農業生産基盤の整備に並行して、農業近代化施設や農業生産流通施設の整備を進めることにより、生産性の向上と生産コストの削減を図っていく。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

効率的かつ安定的な経営を行う農家を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応できる高い技術を有した人材の育成に取り組む。

そのため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度の積極的な活用を図りつつ、経営の分析及び診断、診断結果に基づく経営改善に向けた計画の策定等きめ細やかな支援を行う。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

生産方針の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組むため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、JA等を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結等に基づく給料制及び休日制や、ヘルパー制度を導入する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、第2種兼業農家が大半を占め、また、名古屋市近郊という利便性があることから、就業機会に恵まれた地域となっている。現状における農業以外の従事状況をみると、恒常的勤務が全体の6割強を占めており、特に製造業・サービス業への就業が多くなっている。

今後は、農業従事者の安定的な就業が図られるように、優良企業の市内誘致を図り、安定的な就業機会の確保を推進していく。

| 勤務形態・産業 | 男性 | 女性 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| 恒常的勤務 | 260 | 67 | 327 |
| 農業、林業 | 18 | 9 | 27 |
| 建設業 | 23 | 1 | 24 |
| 製造業 | 58 | 12 | 70 |
| 医療、福祉 | 20 | 10 | 30 |
| 卸売業、小売業 | 12 | 8 | 20 |
| サービス業 | 51 | 8 | 59 |
| その他 | 66 | 12 | 78 |
| 不明 | 12 | 7 | 19 |
| 自営兼業 | 65 | 27 | 92 |
| 林業 | 13 | 10 | 23 |
| 建設業 | 12 | 2 | 14 |
| 製造業 | 9 | 8 | 17 |
| 卸売業、小売業 | 1 | - | 1 |
| サービス業 | 11 | 1 | 12 |
| その他 | 10 | 2 | 12 |
| 不明 | 9 | 4 | 13 |
| 臨時雇い | 37 | 28 | 65 |
| 農業、林業 | 1 | 1 | 2 |
| 建設業 | 3 | - | 3 |
| 製造業 | 7 | 3 | 10 |
| 医療、福祉 | 3 | 8 | 11 |
| 卸売業、小売業 | 2 | 4 | 6 |
| サービス業 | 9 | 6 | 15 |
| その他 | 8 | 3 | 11 |
| 不明 | 4 | 3 | 7 |
| 日雇い | 12 | 8 | 20 |
| 農業、林業 | 4 | 2 | 6 |
| 建設業 | 1 | - | 1 |
| 製造業 | 1 | - | 1 |
| 卸売業、小売業 | - | 1 | 1 |
| サービス業 | 2 | 3 | 5 |
| その他 | 2 | 1 | 3 |
| 不明 | 2 | 1 | 3 |
| 出稼ぎ | 4 | - | 4 |
| サービス業 | 1 | - | 1 |
| その他 | 2 | - | 2 |
| 不明 | 1 | - | 1 |
| 計 | 378 | 130 | 508 |

資料：令和元年度農家アンケートより

配布数 1800 回収数 979

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、以下の方策等を実施する。

- 農業従事者の就業意向等を把握
- 農家の雇用機会の創出により高齢者、女性等の雇用を推進
- 離農者の就職相談等を実施

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

地域の暮らしやすさの改善に関する市に期待する施策

単位：人、%

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|---------------------------|-----|-------|
| 防災、防火、交通安全、防犯等の向上 | 502 | 52.2 |
| ごみ処理、排水処理、ふん尿処理、害虫駆除等の向上 | 266 | 27.7 |
| 交通通信等の整備 | 252 | 26.2 |
| 農村公園、老人・託児等に関する公共施設等の整備 | 228 | 23.7 |
| スポーツ活動、教養娯楽、郷土行事、芸能保存等の推進 | 114 | 11.9 |
| その他 | 68 | 7.1 |
| 全体 | 961 | 100.0 |

資料：令和元年度農家アンケート結果より

(1) 安全性

防災に関しては、平常時からの備えと自主防災組織を中心に地域に応じた防災力の向上とともに市民と地域、行政、企業が密接に連携し、広域的な協力・連携体制の構築を進めいく。また、犯罪防止対策として、増加する特殊詐欺に対応した高齢者への啓発や、児童生徒の登下校の安全確保のための自主防犯団体等の見守り、パトロールなどの徹底を図る。

防火に関しては、消防職員一人ひとりの知識・技術の向上や消防機材等の整備などの消防力の強化とともに、市民自らによる防火対策の強化、応急手当の知識・技術の定着等にも取り組んでいく。

交通安全に関しては、カーブミラーや街路灯などの交通安全施設の設置や、交通安全教育によるルールの徹底によって更なる交通事故対策を進める。

(2) 保健性

ごみ処理に関しては、出来る限り資源の消費を減らして循環させる循環型社会の実現や、廃棄物などの発生抑制、再使用、再生利用を行う「3R」の推進を図るとともに、ごみの減量化と資源の再生利用を一層推進し、さらに再生可能エネルギーの導入・支援、省エネルギーの取り組みを推進していく。

医療に関しては、急性期医療から在宅医療、介護、福祉に至る切れ目ない包括的サービスの構築の他、重症患者を受け入れ治療する二次救急は広域的な連携で確保する。さらに、診療所は市民に身近な医療機関として広域的な病院と連携を密にし、それぞれの役割を担いながら地域医療の充実を図っていく。

(3) 利便性

道路に関しては、歩行者と車両の双方が円滑に安心して移動できる交通ネットワークの構

築とともに、緊急車両の進入が困難な道路の拡幅などの生活に身近な道路の整備を進める。また、市内で長期未着手の都市計画道路については、必要性を検討した中で、整備に取り組んでいく。さらに、道路、橋梁等の維持管理方法について、トータルコストを縮減・平準化できるメンテナンスマネジメントを確立していく。

公共交通網に関しては、集約型まちづくりの中で、市全体を包括する交通体系の構築を図る。さらに、様々な分野においての自治体間連携については、海部圏域間での連携の強化を継続的に進める一方、行政サービスの効率化を図っていく。

(4) 快適性

高齢者・障がい者に関しては、本市の特性に応じた子育て支援施策を推進するとともに、安心・安全な子育て環境づくりや子どもの健康（生きる力）を育む支援を進める。また、障がい者福祉においては、共生社会の実現に向け、その人らしく生きていくために地域全体で支えていく体制を確立し、多方面にわたる生活基盤の充実や相談体制の確立、障がいのある人の自立や社会参加、地域生活が円滑に送れるよう支援やサービスの充実化を進める。

育児に関しては、子どもが安全・安心して遊べ、市民の運動や憩いの場となるよう公園・緑地の整備を進める。さらに、全国的な課題でもある空き家等について、市内の衛生環境や景観、治安等の悪化を防止するため、利活用を含めた対策を進める。

(5) 文化性

生涯学習・スポーツ感動に関しては、市民のライフスタイルの多様化に伴い、生涯学習に求められる内容も多種多様となっている中で、市民の誰もが気軽に快適に参加できるようにそれぞれの目的に合った生涯学習の機会や場を提供していく。その上で、市内の多様なスポーツ施設を活用するなど、幅広い世代が生活の中で自然にスポーツに取り組める環境づくりを進めていく。

2 生活環境施設整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 利用の範囲 | 対図番号 | 備考 |
|----------------------|----------------------------|-------|------|--------------|
| 水環境整備事業 (佐屋中部) | 管理用水路 3,280m 護岸工 3,280m | 佐屋地区 | 水-1 | H27～R3 新規 |
| 農業集落排水事業 (西保) | 処理場機能強化対策一式 | 佐屋地区 | 集団-1 | H26～R2 継続 |
| 農業集落排水事業 (本部田・東條) | 処理施設改修 1式 | 佐屋地区 | 集団-2 | R4～R8 新規 |
| 農業集落排水事業 (福原) | 処理施設改修 1式 | 立田地区 | 集団-3 | R4～R9 新規 |

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 利用の範囲 | 対図番号 | 備考 |
|------------------|----------|-------|------|--------------|
| 農業集落排水事業 (赤目) | 処理施設改修1式 | 八開地区 | 集団-4 | R5～R10 新規 |
| 農業集落排水事業 (東川) | 処理施設改修1式 | 八開地区 | 集団-5 | R7～R12 新規 |

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

近年、都市化の進展等によって、地域の環境や生態系に大きな影響が及んでいる。そのため、今後の施設整備においては、生態系の保全や景観に配慮した計画を立案し、整備を行うものとする。また、農地が有する生態系保全等の多面的機能について、住民への広報活動を行うとともに、子ども達への環境教育実施のため教育関係者との連携等を推進していくこととする。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） ※該当なし
- 5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号） ※該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）
- 7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号）
- 8 表示の手段としての計画図（付図8号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域

| 地区・区域番号 | 区域の範囲 | 除外する土地 | 備考 |
|---------|-------|----------------------|----|
| 1 | 旧佐屋町 | 付図1号に示す黄色 橙色以外の土地 | |
| 2 | 旧立田村 | 付図1号に示す黄色 橙色以外の土地 | |
| 3 | 旧八開村 | 付図1号に示す黄色 橙色以外の土地 | |
| 4 | 旧佐織町 | 付図1号に示す黄色 橙色以外の土地 | |

※詳細については付図8号を参照すること

(2) 用途区分

下表の、「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるところとする。

| 地区・区域番号 | 用途区分 |
|---------|---|
| 1 | 農地 :付図1号により黄色で示す区域 農業用施設用地 :付図1号により橙色で示す区域 |
| 2 | 農地 :付図1号により黄色で示す区域 農業用施設用地 :付図1号により橙色で示す区域 |
| 3 | 農地 :付図1号により黄色で示す区域 農業用施設用地 :付図1号により橙色で示す区域 |
| 4 | 農地 :付図1号により黄色で示す区域 農業用施設用地 :付図1号により橙色で示す区域 |

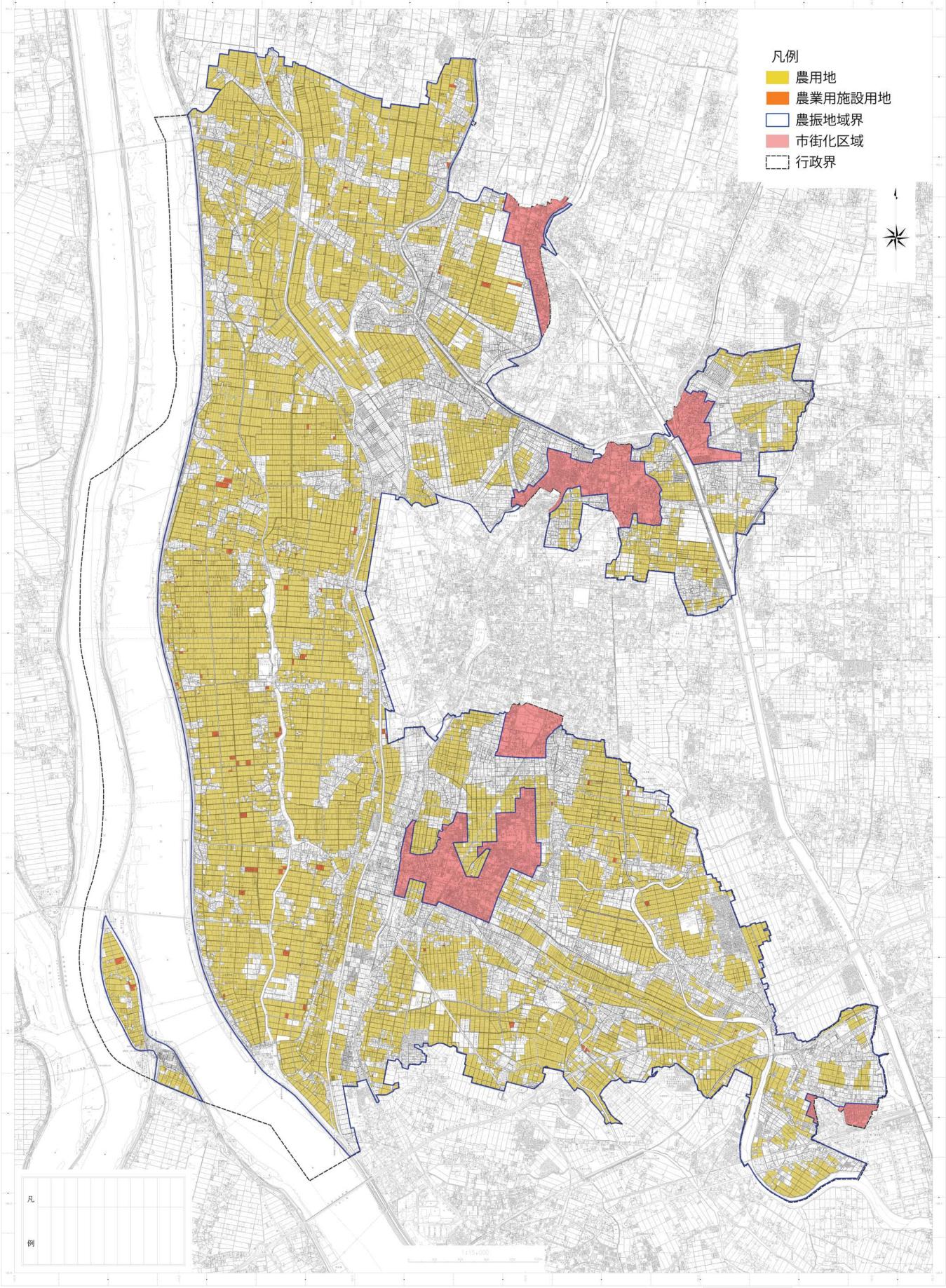
※詳細については付図8号を参照すること

令和2年度
愛西農業振興地域整備計画書
土地利用計画図 付図1号
1/15,000

1/15,000 地形図

平成二五年三月測図

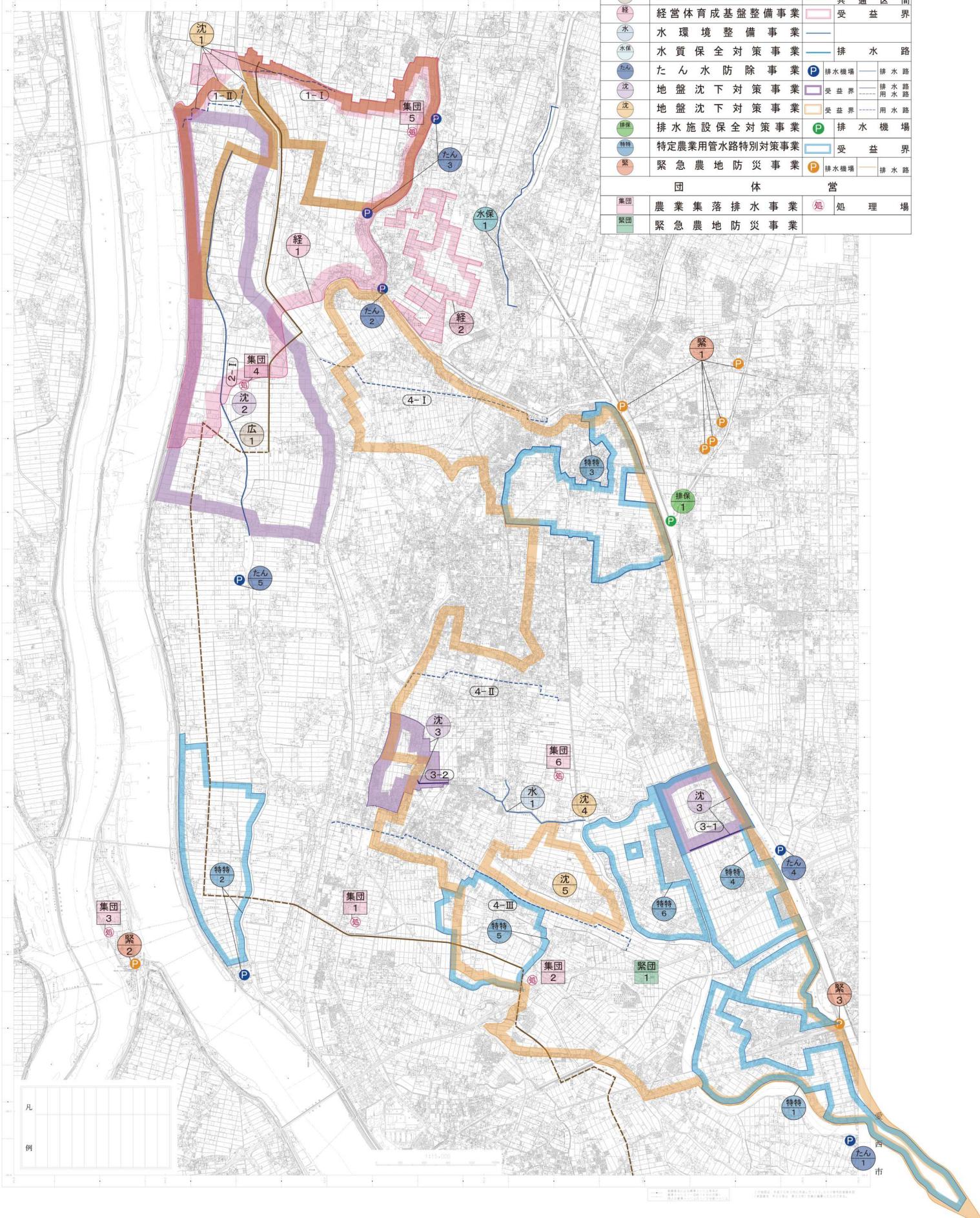
- 凡例
- 農用地
 - 農業用施設用地
 - 農振地域界
 - 市街化区域
 - 行政界



令和2年度
愛西農業振興地域整備計画図
農業生産基盤整備開発計画図 付図2号
農用地等保全整備計画図 付図3号
生活環境施設整備計画図 付図6号
1/15,000

| 凡 例 | | |
|-------|----------------|--------------------|
| 記号 | 事 業 名 | 受 益 及 び 構 造 物 |
| 広 | 広域営農団地農道整備事業 | 実 施 区 間 共 通 区 間 |
| 経 | 経営体育成基盤整備事業 | 受 益 界 |
| 水 | 水環境整備事業 | 排 水 路 |
| 水保 | 水質保全対策事業 | 排 水 路 |
| たん | たん水防除事業 | P 排水機場 排 水 路 |
| 沈 | 地盤沈下対策事業 | 受 益 界 排 水 路 |
| 沈 | 地盤沈下対策事業 | 受 益 界 用 水 路 |
| 排水 | 排水施設保全対策事業 | P 排 水 機 場 |
| 特特 | 特定農業用管水路特別対策事業 | 受 益 界 |
| 緊 | 緊急農地防災事業 | P 排水機場 排 水 路 |
| 団 体 営 | | |
| 集団 | 農業集落排水事業 | 処 理 場 |
| 緊団 | 緊急農地防災事業 | |

1/15,000 地形図



令和2年度
愛西農業振興地域整備計画書
農用地区域に含めないことが相当な土地の図面 付図7号
1/15,000

1/15,000 地形図

平成二五年二月調査

